

令和 7 年第 3 回邑楽町議会定例会議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 3 日（水曜日） 午前 10 時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	山	本	裕	子	議員	2番	三	ツ	村	由	紀	議員
3番	武	井	清	二	議員	4番	新	村	貴	紀	議員	
5番	神	山	均		議員	6番	蟹	和	孝	一		議員
7番	佐	藤	富	代	議員	8番	小	久	保	隆	光	議員
9番	黒	田	重	利	議員	10番	瀬	山	登			議員
11番	松	島	茂	喜	議員	12番	塩	井	早	苗		議員
13番	原	義	裕		議員	14番	松	村	潤			議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋	本	光	規	町	長					
関	口	春	彦	副	町	長				
小	林	淳	一	教	育	長				
石	原	光	浩	総	務	課	長			
横	山	淳	一	財	政	課	長			
小	沼	勇	人	企	画	課	長			
矢	島	規	行	税	務	課	長			
山	口	哲	也	住	民	保	険	課	長	
金	子	佐	知	枝	福	祉	介	護	課	長
田	中	敏	明	健	康	づ	く	り	課	長
松	崎	澄	子	子	ど	も	支	援	課	長
金	井	孝	浩	農	業	振	興	課	長	
				兼	農	業	委	員		
				事	務	局	会			
小	島		拓	商	工	振	興	課	長	
石	原		薰	建	設	環	境	課	長	
新	島	輝	之	都	市	計	画	課	長	
野	中	和	也	会	計	管	理	者		
川	島	隆	史	兼	會	計	課	長		
藤	田	和	良	学	校	教	育	課	長	
				生	涯	學	習	課	長	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中 繁 正 浩 事 務 局 長
秋 元 智 美 書 記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎一般質問

○松島茂喜議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○松島茂喜議長 4番、新村貴紀議員。

[4番 新村貴紀議員登壇]

○4番 新村貴紀議員 おはようございます。議席番号4番、新村貴紀です。通告に従い一般質問をいたしますが、まず初めに東京電力広報によりますと、昨晩邑楽町管内におきまして、雷の影響により、1,000軒を超す長時間の停電があった地域もあるということです。夜間とはいえ、気温が下がらない中、体調を崩した町民や停電の影響で被害を受けた町民がいないことを願いまして、一般質問に移らせていただきます。

私の最初の一般質問が地域資源ごみの出し方について質問させていただきます。地域資源ごみにおきまして、地区ごとに管理していますが、搬入時間など、町としての基準があるかどうかにつきまして、担当課長にまずお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

[石原 薫建設環境課長登壇]

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

資源ごみの回収につきましては、現在各行政区ごとに生活環境委員を中心に行行政区の方たちの当番制で実施をしております。回収時間や当番の考え方、準備の仕方等については、各行政区によって決まっているところでございます。おおむね朝の6時から8時30分までの間で、1時間から1時間半程度の時間の資源ごみ回収を行っていただいております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。時間等においては基準とかを設けておらず、地域の方々の都合に合わせて行っているということが分かりました。ありがとうございます。

引き続きの質問なのですけれども、こういう話がありまして、置場、ごみを置く場所に明らかに自分の地区ではない他の地区の方がごみを搬出しているときがあるということを聞きまして、これ

に対して問題ではないかという話を地域の方からいただいているが、こういう地区以外のところに実際にごみを出していいのかどうかについて担当課長にお聞きいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

自分の住んでいる地域のごみステーション、可燃ごみになりますけれども、可燃ごみにつきましては、地域のステーションに捨てていただく案内はしておりますが、その他の地域のところに捨てたとしても、それを取り締まるとか、そういうようなルールはございません。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。可燃ごみという話なのですけれども、資源ごみに關しては、そういうルールがあるということでおよろしいのでしょうか。再度課長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 資源ごみにつきましては、現在邑楽町でリサイクルステーションを2か所設置をさせていただいております。そちらにつきましては、町民の方全ての方が使えるような状況ということでございます。各地域における資源ごみにつきましては、自分の行政区の資源ごみの捨てる場所はこちらですという案内をさせていただいておりますので、当番とかいらっしゃる場合であれば、基本的には自分の行政区の方が既に来てくれているとは思います。ですが、どうしても顔を知らない人が捨てに来ていたとしてもそれを取り締まるようなことはできないという形にはなっていると思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。他の地域の方、顔を知らないとかもありますし、当番とかの方に確認させていただくと、明らかに違う地域の方もいるそうです。ただ、先ほど課長の話がありましたとおり、私も調べましたら、他の地域の人がそのところにごみを搬入してはいけないという、確かにルール上のものがなくて、他の地域でもそこについて、他の市町村でもそのところは結構苦労しているということで、まずはいろんな地域の方にお話を聞くと、できればその地域で捨ててくださいというお願いをしているということをよく聞かれます。それ以上話しても置いていく方等、時間外に置いていく方もいるみたいですが、そういう人たちには話してやっているというところで、そういうのもありますので、町としても何か考えていただければとは思っています。最後にそこの点については町長にお伺いします。

次の質問なわけですけれども、特に資源ごみのときは当番の人が立っていて、区別を、ちゃんと区分けをしてもらうということを行っているのですが、時間外に出される人がいて、袋の中に入っていて、中身が見えない状態で、今の時代ですと、その中に刃物とか化学薬品でやけどをするような薬品とかが入っているおそれもあるので、そういう場合、中とかを見るというのもちょっと怖いなという話があるのでけれども、その際というのはこういうのがありますよと言えば、役場のほうで相談を受ければ、その対処は役場のほうでしていただくかどうかということにつきまして、担当課長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

生活環境委員からの報告等の中では、やはり時間の前に置かれているような資源ごみの中には分別ができないものも多くあるという話は聞いています。その中で、資源ごみの燃やせないごみの中には分別ができないものがありますから、その生活環境委員や、あと当番の方のほうが分別を行っていただいている行政区も多くある状況です。その中には割れたガラスや薬品等もございますので、中身の分別については危険のない範囲で行っていただき、何か変な物があれば、それに対しましては職員のほうで回収をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。やはり時間外とか当番で立っている人ってあくまでも善意で立たれている中で、けがとかそういうのは極力しないようにしていただいて、相談があった場合はなるべく中身、袋によっては透明で見えているのであればいいと思うのですけれども、中身が見えないようなものであれば、町として、そのごみステーションに置いておけば回収するとかしていただいて、町のほうでやっていただくということで、町の職員の方もけがしないように手袋とか、そういうのを準備して注意をしてやっていただければと思います。とにかく住民の方にけががあってはいけないと思いますので、その点のところを配慮しながらお願いたします。

また、これ先ほどの質問と関係があるのですが、先ほど言った違反ごみの区別を袋の中で分かつて、可燃ごみがあったという場合は、可燃ごみ自体を家に持ち帰って、可燃ごみの日に改めて出しているということなのですけれども、特に臭いの出るものとか、そういうのがあって、そういうときになかなか家に持ち帰りたくないという方もいらっしゃるらしい。家の中で臭いがこもってしまうとか、そういうのがあるのですけれども、そういうときって町のほうに連絡してごみステーションに置いておけば、それを回収していただくとか、そういうことは可能なのでしょうか、担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

資源ごみの日のときに、そういう分別をした状態で燃やせるごみのほうが出た場合には、基本的にはお持ち帰りで、その地区の燃えるごみのステーションのときに出していただくということは、生活環境委員のほうにお願いはしている状況でございます。その中でボリュームであったりとか、あとは物の状況、そういうしたもので相談をいただいた場合には、町の職員のほうで回収しに行くとか、そういうような段取りを取らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。そこは、やはり柔軟に対応していただければと思います。私も話を聞きまして、確かに家の中に、こういう言い方はちょっと変かもしませんけれども、人が出したごみとかで腐っているような、悪臭がするものをなかなか家の中に置いておきたいとか、そういうところはないので、そういう話がありましたら、ぜひとも相談に乗っていただければと思います。

次に、これ隣町の大泉町のほうでこういうことをやっているよというのを聞きまして、隣町の大泉町のほうでは、先ほど言った住民の資源ごみの当番がかなり前からなくなつたということです。確かにではないのですが、いろいろな人に話を聞きますと、働き方が多様になる中で、その時間帯が取れない方もいるということで、そのように大泉町はしたのではないかということで、これ確定情報ではないのですけれども、いろいろ関係者的人に聞いてみると、そこから始まつたのではないかという話があります。邑楽町としてはどのように、働き方というのはいろいろ多様化している中で、こういう当番とかもどう考えていくのでしょうか。

また、いろいろ邑楽町の関係者の方に聞きますと、今地域の人と顔を合わせるという機会がなくなってしまって、こういう当番のときって地域の方と顔を合わせられるということで、そういうコミュニケーションの場としてもこういう当番というのは大切ではないかという話も聞いていますので、そこも含めて、担当課長お願ひいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

資源ごみの回収の方法としましては、邑楽町のように地区ごとに回収場所を定めて行う方法と、可燃ごみのステーションを使う方法がございます。また、行政区の役員を中心に当番制を行っているところ、当番等は置かず収集を行っているところ等、様々な収集方法がございます。邑楽町でも令和3年度よりリサイクルステーションを設置し、資源ごみの回収を行っておるところではございますが、各行政区、月2回の資源ごみの回収をそのまま継続して行つていただいている状況でござ

ざいます。今後の資源ごみの回収における住民の方への負担、また地域コミュニティーとしての役割等を検討しながら、生活環境委員と共に新たな資源ごみの回収方法については検討していきたいとは思っているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。これ邑楽町だけではなくて、いろいろな地域がこのごみ出しの問題とか、邑楽町も様々な考え方の方がいらっしゃったりして、それを1つにまとめていくというのは大変ですし、先ほど言った働き方が多様化している時代になってきて、昔のように日勤という形で、朝8時から5時までが勤務時間という方だけではなくて、いろいろな時間帯、曜日も日曜日、土曜日が休みでなくて、違う日が休みという方とかいろいろいらっしゃると思います。町長にお聞きしたいのですが、先ほどのごみの回収方法とか当番制について、今後邑楽町としてでもいろいろ検討して、町民がコミュニケーション取る、先ほどの話もありましたけれども、含めて、町としていろいろな意見を聞きながら進めていく、変えていくというお考えはございますでしょうか、町長、よろしくお願ひします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

現在、各行政区において、地区の公民館などを活用して資源ごみの回収を2回ほど行っていただいておりますけれども、これをもし廃してやるとなると、例えば今現在町に2か所あるリサイクルステーションを増設するとかしないと、かなり距離的に遠くなるとか、対応が難しくなると思います。やはり無人の状態でリサイクルステーション、いわゆる資源ごみの回収を行う場所を設置しても分別されずに捨てられてしまうであるとか、無秩序な状態になることが今以上に増加することが懸念されますので、どういった状態であっても有人で対応する必要があろうかと思っています。現在は、障害のある方も就労支援の事業所に委託をして、2か所のステーション運営をしておりますけれども、これをさらに増やしていくことというのは、まだちょっと難しい状況かなと思っています。やはり議員の質問の中にもありましたけれども、地域住民自らが地域の役員の方と一緒に回収を行うということは、その地域のコミュニティーの活性化の一助にもつながっていると思いますし、邑楽町がこういった回収をやっているからこそ、近隣と比べても高いリサイクル率を誇っていると思いますので、可能な限り現在の状況を続けていく。しかしながら、やはり社会の在り方、働き方等の変化に合わせて、またその時点で役員の方々と相談しながら、そのときの在り方は検討していく必要があろうかとは思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。私もいろいろな働き方の方がいるということを、そこは無視はしていけないのですけれども、やはり地域のコミュニティー、コミュニケーションが私もいろいろ話を聞いている中で一番だと思いまして、その中でいろいろな行事が減っている中、ごみ出しのときに地域の人たちと顔を、先ほど言ったごみステーションのほうに捨てられる方もいると思いますけれども、ほとんどの方が指定の地域のところに捨てられると思いますので、そこでお互いの顔を見合わせるということは大切だと思います。

ちょっと余談になるのですが、昨日の停電のときもやはりコミュニティー、いろいろな情報がなかなか取れませんで、東京電力とか邑楽町とかの発信もなかったというのがあって、不安になりますけれども、そういうときこそコミュニティーで皆さんで話しながらやっていくというのは昨日本当に実感しました。やはりコミュニティーを中心として、こういう問題を今後やっていければいいと思いますし、町もその方針という形を伺いましたので、ありがとうございます。

次の質問に入ります。飼い主のいない猫について、2024年3月に、どうぶつ基金の加盟を考えるということで一度お話をいただいたと思います。猫の不妊治療で、特にこれ飼い主のいない猫に関していろいろなところでお話を聞いています。頭数を減らすという目的で行うということなのですが、その後何も進捗についてお話をありませんので、その点について担当課長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

公益財団法人どうぶつ基金が実施する無料不妊手術チケットや群馬県が実施します飼い主のいない猫対策事業の利用について、現在検討を進めているところでございます。どちらの事業におきましても地域猫活動を行うことで、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないために、不妊去勢手術をするに当たっての費用負担が受けられるものになります。

地域猫活動におきましては、地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組む野良猫対策でございます。地域猫活動には、TNR活動、猫を捕獲、不妊去勢手術をして、元のテリトリーに戻す活動であり、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然に数を減らしていきます。活動の主体となる地域住民の方や行政区の方たち、専門的な知識を持ったボランティア団体、行政が協働の体制をつくって取り組むことが重要です。現在の状況としますと、生活環境委員への地域猫活動の周知とボランティア団体と意見交換等を行っている状況でございます。今後地域猫活動の登録等の要望を基に、加入等の手続に向けて動いていきたいと思います。これからも野良猫を増やさない取組として、猫を飼っている方たちへの屋内飼育や不妊去勢手術、虐待、遺棄の防止や地域猫活動の周知、ボランティア団体等の協力をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。地域のいろいろなところと調整しながらやらなくてはいけないところもあるというふうに今の説明聞きました。特にボランティア活動をやられている団体の方とかも邑楽町からいろいろなご相談があれば積極的に対応していただいておりますし、ボランティア団体の人たちや、地域の委員の皆さんに趣旨とかの説明をしてほしいというのであれば、それ等も話しております。こういう活動を止めずに進めていっていただきたいと思います。町長に1年前にこれ質問しているのですけれども、町長として今の課長の説明どおりに進めていくということであれば、その旨をお話ししていただきたいのですが、町長お願ひいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

基本的には担当課長が答弁したとおりでありますけれども、このどうぶつ基金への加盟に当たっては、それぞれの野良猫を地域猫として登録をしていく必要がございます。それに当たっては、やはり町の考えだけではなくて、地元の生活環境委員等の役員、またボランティア団体等と話し合いをしながら、理解を得た上で進めていかなければなりません。この地域猫活動については、なかなか行政区の皆さんからのご理解を得られにくい部分ございますので、引き続きボランティア団体等も交えながら、このどうぶつ基金への加盟、そしてその事業の利用についてできるよう、担当課のほうで中心になって進めていければと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます、町長。前の質問も今回の質問も共通しているのは、やはり住民の皆さんのがんばり、お力を借りていかないとなかなか進まないというところがあるというのは、町だけで進めようとしてもなかなか難しい。やっぱり町民の皆さんのがんばりが必要だということが分かりましたので、ライブとかで聞かれていたりする町民の方もいらっしゃると思いますけれども、町も一緒に町民とともに一緒に進んでいきたいというお話だったと思います。今後も資源ごみというか、全体の可燃ごみもあるのですけれども、ごみ問題や飼い主のいない猫とか、様々な問題があると思うのですけれども、町民と一体となって進めていっていただければと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時33分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時50分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○松島茂喜議長 5番、神山均議員。

〔5番 神山 均議員登壇〕

○5番 神山 均議員 お世話になります。議席番号5番、神山均です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、教育・子育て支援についてお伺いいたします。まず、経済的な理由による教育格差の改善についてです。教育格差とは、親の収入などによる格差が子どもの教育環境にも反映される問題であり、生まれ育った環境により受けることのできる教育に生じてしまう格差のことなどと言われています。家庭の経済状況は、子どもが受けられる教育、特に学校以外での教育環境に大きな影響を与えています。では、早速ですが、教育長にお伺いをいたします。経済的な理由による教育格差についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

家庭に経済的なゆとりがないために希望する学校への入学や進学が阻まれたり、文化的体験の機会が不足したりするといった状況があることは認識しております。家庭の経済的な事情によって子どもの学びの環境に差があるということは決して望ましい状況とは言えません。国や県、市町村はそのような経済的事情による教育格差を是正し、一人一人が可能性を追求できる社会の実現に向けて様々な支援策を講じていく必要があると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、次に学校教育課長にお伺いをいたします。塾などに通えない経済的に厳しい家庭の小学校高学年や中学校の児童生徒を対象に、各小中学校、あるいは公共施設において、放課後の時間を利用した学校支援や教員OBなどによる学習支援の取組などはできないでしょうか。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

今年度行っている取組としまして、NPO法人教育支援協会北関東という団体が学習の機会に恵まれない児童生徒のために寄り添い型の学習支援、邑楽チャレンジ教室を毎週水曜日の放課後に中央公民館で行っており、6、7名の中学生が利用しております。また、絆会という団体のほうでは、学習支援、人づくり教室として、来月10月から12月までの計3回、小学生から中学生までの児童生徒に英語、数学、算数の指導を高島公民館で行います。いずれも勉強面だけではなく、人との関わ

りの中で自分の抱える困難を乗り越えたり、将来の選択肢を広げるきっかけを見つけたりもできる居場所づくりを行っており、また無償にて通えることができますので、そちらの利用を進めております。放課後の学校支援員や教員OBなどの学習支援についても人件費の確保の面など、十分に考慮した上で検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、関連する質問の前に財政課長のほうにお伺いをいたします。

ふるさと納税の過去3年間の年度別の実績をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

ご質問の実績、令和4年、令和5年、令和6年度の実績についてお答えをいたします。まず、令和4年度、寄附金としての受入額でございます。1億7,074万8,600円、受け入れた件数4,387件。返礼品等に関する経費でございます。7,796万7,435円。寄附金控除額、町民税分でございます。こちらが3,375万476円。差引き、プラスの5,903万689円です。次に、令和5年度でございます。受入額1億6,091万7,800円、受け入れ件数3,983件、経費6,965万2,071円、寄附金控除額4,000万760円、差引き5,126万4,969円。令和6年度でございます。受入金額1億1,432万900円、受け入れ件数4,254件、経費6,046万8,073円、寄附金控除額4,590万4,495円、差引き、プラスの794万8,332円でございました。受入額から返礼品等の経費、寄附金控除額を差し引いた金額につきまして、令和6年度の実績が令和4年度、令和5年度に比して落ち込んでおります。こちらは令和5年度までに取り扱っていました返礼品につきまして、総務省が示す基準外と思われることから、返礼品から除外したことが落ち込みの原因であると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。それでは、それに関連しまして町長にお伺いをいたします。高校受験を控えた中学3年生のうち、就学援助費受給世帯などに限り、塾で受講するための授業料相当額の費用を助成できないでしょうか。ふるさと納税を利用することも一考かと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現在町のほうでは、就学援助制度によりまして、準要保護世帯に対しまして、経済的に困窮している家庭への支援を実施しております。具体的には小中学校へ通学するためにかかる費用といたし

まして、学用品費、それから校外活動費、給食費、オンライン通信費など、必要に応じて助成を行っている状況でございます。議員のご質問にございました塾代への助成ということでございますけれども、先ほどの経済的に厳しい家庭への学習支援の取組で担当課長が答弁したとおりでありますが、まずは無償の学習支援を進めていきたいと、このように考えております。ハード面におきましても、現在は児童全員にタブレット端末を配布しております、大変にこれも経費がかかっているものでございますから、おのおのが通う塾代の助成は現状では難しいと、このように考えております。ふるさと納税を活用ということもございましたけれども、ふるさと納税も総務省の基準の見直し等によりまして、現在町のほうも決して余裕のある状況ではございませんので、今後もまたそういった状況を見極めながら検討していく必要があろうかと思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。回答は回答として受け止めさせていただきますが、先ほど教育長の答弁がありましたが、家庭の経済的な事情によって子どもの学びの環境に差があるというのは決して望ましいこととは言えませんと。また、国や市町村はそのような経済的な事情による教育格差を是正し、一人一人が可能性を追求できる社会の実現に向けて、様々な支援策を講じなければならないとおっしゃっておりましたが、私も同感でございます。ぜひこの物価高騰の影響も受け、教育格差は広がりつつあります。何とか財源をやりくりして、さらに格差の改善に取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。周産期医療についてお伺いをいたします。周産期医療は、母体、胎児、新生児の健康と生命を保護し、安全な出産と育児をサポートすることを目的に、妊娠22週から出生後の7日未満の期間を対象とした医療、母体、胎児の管理、分娩時対応、そして出生後の新生児の管理までを包含しています。特に母体と胎児の生命に危険が及ぶ可能性が高いこの期間に突発的な緊急事態に備えて、産科と小児科が連携した総合的な医療体制を整備することが重要視をされています。

それでは、健康づくり課長にお伺いをいたします。邑楽町在住の方はどちらの自治体で出産をしておりますか。町の年間出生数と自治体ごとの出生数をご説明ください。

○松島茂喜議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 お答えいたします。

令和6年度中の出生数は111人、出産した自治体の内訳は館林市14人、太田市58人、その他の県内7人、足利市21人、羽生市5人、行田市1人、深谷市2人、その他の県外3人でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。医療機関数の関係もありますが、太田市、

足利市、館林市の順ですが、それ以外の県内や埼玉県においても出産される方が一定数いらっしゃるようです。また、安全に子どもを産み育てる環境を整備し、出生数の増加につなげるということも重要なというように思います。自宅から医療機関までに距離のある方は特に出産時のリスクがあり、このことを避けるためには出産までの間、近隣ホテルに滞在する場合もあるというふうに聞いております。

それでは、町長のほうにお伺いをいたします。自宅から出産する医療機関まで、ある一定の距離がある場合、妊産婦健診や出産のための入退院時の交通費及び必要な宿泊費の助成をお願いしたいと思います。定住促進や人口流出抑制の一つのきっかけになるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご質問の妊産婦健診、出産の際等の交通費につきましては、近隣市町で実施しているところもあるようでございます。町のほうも本年度、令和7年度の予算編成に当たりまして、担当課のほうと交通費などの妊産婦健診に係る費用の補助などについて検討した経緯がございますが、その結果、妊娠、出産に関わる給付に加えまして、現在の出産祝金など、それ以外の給付等も考慮しますと、総合的に判断いたしまして、他市町と比べて劣っているという状況ではないと判断しまして、今回は追加的な給付を見送った経緯がございます。

なお、周産期の医療、給付につきましては、子育て支援の観点から今後も国の支援も含めまして、館林市や、あるいは郡内の他の町と情報共有しながら、町として今後見劣りのしないような取組は検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。できれば見劣りしないという形ではなくて、先端を行っていただきたいなど、そんなふうに考えております。

それでは、健康づくり課長にお伺いをいたします。公立館林厚生病院の周産期医療の再開に向けた現状をお聞かせください。

○松島茂喜議長 田中健康づくり課長。

〔田中敏明健康づくり課長登壇〕

○田中敏明健康づくり課長 お答えいたします。

本件につきましては、以前もご質問いただきましたが、現在も状況に変化はございません。公立館林厚生病院の産科については、以前から再開を希望する声が多くございました。病院としましては、出生数が減少している中、再開によって多額の収益赤字が見込まれることから、ほかの診療部

門での収益で、その赤字分を補填できるような状況が見込めないと難しいという状況でございます。現状では、ほかの診療部門においても医師をはじめとした医療スタッフや設備の状況に余裕はございません。町としては、企業団の構成自治体と連携し、費用対効果等も踏まえつつ、引き続き産科の再開を要望してまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。全国的に産科医、小児科医が減少する中で、出生数の減少に歯止めがかかっていない状況があります。出生数の減少は複合的な要因が重なり、現在に至っているということは承知をしておりますが、ただあまりにも周辺自治体の産科が特に少ないと、また医療機関との物理的な距離に不安を感じている方も少なくありません。いかに周産期医療の受け入れ態勢を整えるか、その声に応えようとしているような感があります。公立館林厚生病院には地域の中核病院としての責務があると考えますが、構成市町で周産期医療の確保に向けて、さらに真摯に取組をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、大きな2番としまして、ヤード等の条例制定及び町道整備についてお伺いをいたします。群馬県警察本部では、ヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために、必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図るなどを目的とした群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例をこの10月1日より施行する予定です。

建設環境課長にお伺いをいたします。群馬県が条例制定を目指しております再生資源物ヤード条例や環境省のヤード環境対策検討会等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規制などについての現時点までの動向をお聞かせください。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

群馬県は6月10日に開かれた県議会「ヤード」対策等に関する第2回特別委員会において、再生資源物の屋外保管事業場に対する有効な規制（骨子案）を示しました。骨子案は、生活環境の保全や県民生活の安全安心の継続的な確保を目的とし、使用を終えた金属やプラスチックの屋外保管を行う事業者の規制を行うこととしています。騒音や振動、火災などの対策のため、囲いの設置や作業基準への適合を求める検討を行っています。県廃棄物リサイクル課は今後の議論を踏まえ、来年の県議会第1回定例会で条例案を提出する予定でございます。

また、国の動きとしますと、6月に環境省における廃棄物処理制度小委員会において、今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめが示されました。取りまとめでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物、または有害使用済み機器に該当しない雑品、スクラップや廃鉛の蓄電池等の不適正な処理により、生活環境保全上の支障が生じていることから、これらの物品を対象

とした適正な処理を確保するために、全国で統一的な制度の創設が必要であるとしています。制度の対象となる物品や制度の内容、制度の実効性を高めるための措置等の検討を行っていくとしています。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。だいぶ検討は進んでいるということで期待をしたいと思います。

それでは、町長にお伺いをいたします。町独自のヤード等の条例を制定すべきと私自身は思いますが、国や県等の現状を受け、町のヤード等に関する条例制定に向けた見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど担当課長が答弁したとおり、現在の状況といたしますと、全国的な問題としまして、国のおうでは不適正ヤード等の法令改正の検討が進められているということでございます。また、県におきましても今年度中、来年の第1回定例会を目指しまして、条例の素案についても今後早い段階で示される予定というふうにお聞きをしております。以上のように、ヤード対策は県、国においても喫緊の課題として、そういう動きがされている状況でございますけれども、町としましては、まだまだ市町村において、このヤード条例が制定されている事例が見当たらないものですから、今後もこういった国、県の動きを注視しながら、町にとって必要なこの条例の中身を精査して、必要に応じてこの制定を県と進めてまいりたいと、このように現在考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。車の保管や解体に加え、再生資源物の屋外における適正な保管に関することも含めまして、町独自のヤード等に関する条例を早急に制定すべきかというように考えておりますが、ここの近隣市町村等においては、このようなヤード条例等はまだ制定をされておりませんが、千葉県とかそういうところについては、市町村でそういうものをヤード条例等々を制定していくところもございますので、そういうところも参考にしていただいて、早期の制定をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、次に町道整備についてお伺いをいたします。東武小泉線本中野駅の西側を南北に走る県道足利千代田行田線、篠塚駅のすぐ東を南北に走る県道赤岩足利線ですが、国道122号、国道354号が町の北や南で接続され、そのほかは中野小学校の南方の東西を走る幹線道路で接続をされております。

町長に伺いますが、役場の北側に隣接する東西の道路、幹線5号線と言うようなのですが、の沿

線には役場の公共施設、消防署があり、救急車や消防車両等の出動が増えております。邑楽中学校の西方辺りまでは道幅が広くなっていますが、その先から篠塚駅方面の県道赤岩足利線までは道幅が狭いため、これまでも道路の拡張などを検討した経緯があるというように聞いております。ぜひ県道足利千代田行田線と県道赤岩足利線を結ぶ全線をセンターラインが引けるぐらいの幅員のある安全性や利便性を高めた道路を整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

確かに邑楽町には南北軸の足利邑楽行田線、それから足利赤岩線を結ぶ東西軸では、国道122号、国道354号以外には、昔の役場の南のほうにあった3号線という東西道路だけが幹線として位置づけられています。ご質問にありました役場の北の5号線を西に行きますと、邑楽中学校のところの交差点から西に関しましては、25号線と別の路線になっております。こちらの路線に関しましては、現在町のほうで拡幅の都市計画決定等もされておらず、地元からの拡幅要望もないというような状況です。そうした中で、そこから西につきましては、両側に住宅が張りついておりまして、道路拡幅を行うには、地域住民の皆様のご協力以外にも莫大な工事費、あるいは補償費等が必要になってくるかなというふうに考えております。かつて、この西側の地区、寺中、あるいは住谷崎、それから蛭沼等の地区と新しく役場を結ぶということで、大信寺の南にあります幹線26号線という道路が計画された状況もございましたけれども、やはり地域の地権者のご理解が得られずに、途中まで一定程度の拡幅を行いましたが、未整備というような状況になっております。そういう状況からすぐにこの道路が拡幅できる状況にありませんけれども、また地域の方々の役員等も踏まえながら協議を進めて、必要に応じて、これらの東西線の整備については進めていく必要があろうというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございました。その辺については、まだ区からも要望がないというようなお話ですが、各行政区からも場所によっては地権者の同意書をつけて、道路整備の要望があるというふうに思っています。いつになったら整備してくれるのだろうと待ち望んでいる箇所もあろうかなと思います。ぜひ長期的、計画的な道路整備もしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それでは、大きな3番としまして、農業用機械購入費補助事業について、農業振興課長にお伺いをいたします。農業用機械の高額化や大型化の中、中古機械を探しながら何とか農業をやっているという声を耳にします。本年度の町予算にも農業用機械購入費補助事業があります。その事業についてはどのような補助要件か説明をいただけますか。

○松島茂喜議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

農業用機械購入費補助事業につきましては、町内の担い手農業者の育成や経営拡大などを目的といたしまして、農業経営に必要なトラクターやコンバイン、田植機などの農業用機械の購入経費に対して費用の一部を補助する事業でございます。補助金交付についての必要事項につきましては、町の交付要綱で規定しておりますが、主な補助要件をご説明させていただきます。初めに、補助対象者につきましては、町内に住所を有する認定農業者、または認定新規就農者でございます。次に、対象となる機械につきましては、消費税を除いた購入金額が200万円以上の施設園芸用農業の用に供する機械と、400万円以上のそれ以外の農業の用に供する機械でございます。それぞれの機械に対して、対象経費の5分の1以内の額で上限100万円の補助を行う事業でございます。現在の予算額は400万円で、1件当たりの交付金額は上限の100万円とそれに近い金額となっているため、年間で4人の方に交付している状況が続いております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございました。なかなか限度額というか、上限が低いものですから、もう少しあってもいいのかなというような気がしておりますが、再度農業振興課長にお伺いをいたします。政府は米の増産へと方針転換を図りましたが、個々の農家にとってはすぐに増産できない現状があり、農業経営を維持、継続するためには農業用機械の更新というには不可欠だというふうに考えております。この農業用機械購入費補助事業について、予算を増額し、補助要件の緩和や補助限度額引上げなど、農家サイドに立った見直しを行い、もっと利用しやすい補助制度にはなりませんか。

○松島茂喜議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、農業者の高齢化や担い手不足が年々深刻化する中、農業経営を維持、継続、発展させるためには、作業をより効率的に行うための農業用機械は必要不可欠なものになっていると考えております。本町では、平成25年に町独自の農業用機械購入費補助金交付要綱を制定し、これまで60台以上の農業用機械を対象に、購入者に対して補助金を交付し、支援をしてまいりました。しかし、予算の範囲内の支援であり、申請者が多い場合には要望額が予算額を上回ってしまう場合がございます。そのような場合は、申請された方の経営状況などを鑑み、優先順位を決定した上で採択させていただいておりますが、近年は機械の更新をされる方も多く、補助を受けられない方がいる状況が続いております。先ほども申し上げましたとおり、現在農業経営を維持、継続し

ていくためには、農業用機械は不可欠になっているため、本事業につきましては、なるべく多くの方に活用していただくことが重要であると考えております。また、議員ご指摘の補助要件の緩和や補助限度額の見直しなどにつきましても、認定農業者協議会などの農業団体から意見を参考にするなど、より有効な制度にしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。今課長のほうからも申請が多いというようなお話がありました。どうですか、町長。できれば、今現在400万円というような予算額ですが、もう少しその辺についても増額は検討できないでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

予算の枠の増額ということでございますけれども、補助事業に関しまして、町で実施しているものはこれだけではなく、たくさんのがございますので、そのときの予算の状況と相談しながらということになろうかと思いますので、この場で枠はどのくらいということは具体的にちょっと申し上げられない状況です。しかしながら、この事業も平成25年度から実施をしていると先ほど担当課長が申し上げましたが、平成30年度から交付者数が4人、100万円上限で、400万円ですから、4人、ずっとこの上限を活用しているような状況もございます。昨年度から本交付要綱の見直しについては担当課のほうで協議を進めておりまして、現在方向性としましては、補助の対象機械の中にA I等を搭載したスマート農業のこういったものも加えるであるとか、現在が400万円以上の農業用機械からとなっているものを少しその金額の上限を下げるというようなことも検討しているというようなことでございます。今後も議員ご指摘のとおり、多くの農家が活用できるように、また現在の大型化、高額化に対応した補助事業となるように、予算の範囲内での対応となりますけれども、検討は重ねていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。昨今の農林水産大臣の発言などによりますと、基盤整備というような表現を最近はされています。町長も面的整備というようなことを当初の立候補時もそのような表現を使っていたかなというふうに思いますが、そういうことも含めて、農業も非常に大事な部門でございますので、農家の方にとって、ぜひこれからも農業をやっていこうというような、意欲を感じるような制度にしていただければなど、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に大きな4番としまして、ハラスメント防止条例の制定についてでございます。私

が言うのもなんですが、ハラスメントとは相手の意に沿わない言葉や行動によって、その相手が不快な思いをしたり、不利益を受けることなどを指します。この際、行為者に不快にさせる意図があったかどうかは関係なく、無意識な言動でもハラスメントに該当する可能性があります。ハラスメントには様々な種類がありますが、共通するのは相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちにさせたり、脅威に感じさせたりすることです。ハラスメントを行っている当事者というのはハラスメントを行っているという意識がなく、ハラスメントを受けている側も周囲になかなか言い出せないという、そんなようなケースが多々見られるようです。

それでは、副町長のほうにお伺いをいたします。ハラスメントに関する実態を調査するための職員へのアンケート調査の実施や、職員に関するハラスメントに関する事案はこれまでありましたか。それはどのような内容でしょうか、お願いをいたします。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

町として、これまでハラスメントに関する職員へのアンケート調査は行っておりません。また、職員へのハラスメントに関する事案としましては、町のほうに報告が上がっているものとしましては、来庁者による窓口での暴言や大きな声での暴言、それとか長時間にわたるクレーム、それと業務と直接関係のない嫌がらせの電話等が報告されております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、副町長に再度お伺いをいたします。

職場における各種のハラスメント防止に関してどのような対策を行っていますか。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 町では、令和2年11月に邑楽町職員のハラスメント防止指針を策定し、同指針に基づいて対応しております。指針では、代表的なハラスメント、セクシャルハラスメントですとかパワーハラスメント、マタニティーハラスメントの説明や職員の心得、ハラスメントへの対応などを規定し、職員に周知するとともに、職員向けのハラスメント防止研修を実施しております。また、職員からのハラスメントに関する相談に対応するための相談窓口を総務課人事職員係に設置しております。来庁者からのハラスメント防止対策については、窓口への防犯カメラの設置、録音機能付電話の使用、庁舎警備員の配置を行っており、令和7年1月からは職員の名札を名字とアルファベット表記のみに変更いたしました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。それでは、町長にお伺いをいたします。ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、全ての職員等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的に職員等のハラスメント防止条例の制定をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

群馬県を含めまして、県内の幾つかの自治体で今年度の4月から来庁者によります、いわゆるカスタマーハラスメントの防止、あるいは議会からの各種ハラスメントの防止に関する条例が施行されているということは承知をしております。議員から先ほどご質問の中にございました全ての職員等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立すること、このことの重要性については認識をしておりまして、町のほうでも先ほど副町長の答弁にありました邑楽町職員のハラスメント防止指針、こちらのほうとも同様の考え方が明記をされております。当面は、この同指針に基づき対応をしまして、現時点ですぐに職員などのハラスメント防止条例の制定は考えておりませんけれども、今後も継続的に各部の状況把握に努めまして、職員の意見、あるいは要望に耳を傾けて、必要に応じて、この条例の制定については検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。職場におけるハラスメントは被害者の能力発揮を著しく制限するにとどまらず、当事者相互の信頼関係を破壊し、組織全体の円滑な業務遂行を阻害して、ひいては行政サービスの低下による町民への不利益をもたらしかねない重大な人権侵害行為でもあるかというように思います。ぜひこれからは声なき声もいかにして感じ取るか、守るべきものはしっかりと守り、さらに働きやすい環境整備をお願いしたいと思います。そして、さらに職員へのアンケート調査についてもできれば実施いただければというふうに考えております。どうぞその辺についてもこれからもよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして私からの一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時35分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 松 村 潤 議 員

○松島茂喜議長 14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆さん、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様にはお忙しい中、またお暑い中、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。また、インターネットで御覧になつていただいている皆様にも感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、奨学金の返還支援制度についてと防災・減災対策について質問いたします。

初めに、1として、奨学金の返還支援制度についてお尋ねいたします。大学や専門学校などの学びを経済的に支える奨学金制度が多くの学生に利用されております。奨学金は大学生の約半数の方に利用され、学生生活を支える重要な役割を果たしております。一方、労働団体などでつくる労働者福祉中央協議会の調査によりますと、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用した人の借入総額は平均で約345万円に上ると、返済に不安を感じている人は利用者の7割を占めると言われており、返済額を減らす支援策の導入・拡大が重要となります。今自治体や企業が奨学金の返済を肩代わりする代理返還制度の導入が推進され、現在では750を超える自治体と250以上の企業が実施しております。直接返還が可能になったことで、企業にとっても、支援される社員にとっても使い勝手がよくなりました。そこで、代理返還のメリットなど、制度の概要についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

奨学金代理返還支援制度とは、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業等が従業員に代わり、奨学金の残額の一部、または全部を日本学生支援機構に直接送金することにより支援する制度であり、令和3年度に日本学生支援機構によって設立されました。以前から奨学金支援として、給与と合わせて支給する企業はございましたが、制度が設立されたことにより、従業員を通すことなく、企業が直接日本学生支援機構に返還金を送金できるようになりました。この制度を利用するメリットといたしましては、従業員にとっては、奨学金の返還を支援してもらうことによる経済的負担の軽減が得られることでございます。また、支援を受けた額は原則として標準報酬月額の算定の基となる報酬には含まれません。支援する企業等にとっては、経費の一部として課税の優遇となり得るほか、企業等の担い手となる若手人材へのアプローチ、人材の定着による離職率低減、企業等のイメージ向上等が期待できます。また、群馬県は独自に企業等と連携して、若者の県内定着に取り組むことを目的に、群馬県奨学金返還支援制度を令和2年度に導入しております。こちらは県内の中小企業等が自社の従業員に対して奨学金の返還支援を行ってい

る場合に、最長で3年間、その支援額の2分の1を県が補助する制度でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。ただいまの答弁にもありましたように、企業にも従業員にもメリットがある代理返還制度ですが、この制度を活用している県内の企業数と利用者はどのくらいいるのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

日本学生支援機構の奨学金返還支援制度につきましては、都道府県ごとの利用企業数は公開されておりませんが、全国では令和7年7月末現在で3,925社が利用しております。また、群馬県奨学金返還支援制度につきましては、令和6年度は10社が利用しており、支援対象となった従業員は40名でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。それでは、この奨学金返還支援制度において、企業では具体的にはどのような支援を行っているのかお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

具体的な支援内容につきましては、企業によって様々でございます。例といたしましては、1つ目として、毎月の返済金額の3分の1、もしくは5,000円を上限として、最長10年間代理返還し、10年間勤務した社員には完済支援を行う。2つ目としまして、総額100万円を上限に、30歳まで代理返済を行う。3つ目としまして、一律で月1万円を毎月の給与と合わせて、奨学金補助金として支給をする。4つ目としまして、月額7,000円を上限に、毎月の給与と合わせて、奨学金補助金として支給をするなどございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 企業の具体的な支援内容についていろいろあるということが分かりました。今空前の売手市場とも言われている中で、国の代理返還支援制度、多くの学生や求職者に知つていただいて、中小企業の人材等につながっていくことが大切であると思っております。多くの人材を確保するためには、Uターン、Iターン、Jターン等、幅広い受皿を用意しておくことが今後若者の皆さんに選ばれる町、邑楽町であるということではないかと考えております。町内企業に対して、

企業による奨学金返還支援制度を周知していくべきと考えておりますが、行政としてしっかり後押しをしていくべきと考えますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

日本学生支援機構では、ホームページ上で制度の紹介を行っており、制度利用企業名等を掲載しております。また、代理返還案内チラシも作成しております。群馬県奨学金返還支援制度につきましては、ホームページ上で制度の紹介を行うほか、県内の商工会を通して周知を行っております。また、令和6年度には前橋市主催の企業向け集会にて、県職員と日本学生支援機構担当者による説明を実施しております。邑楽町としましては、これまで本制度の周知はしておりませんでしたが、今後は町ホームページのほか、邑楽町商工会と連携して案内の配布等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今後は町のホームページや商工会と連携して内容のチラシを配布していくというようなことの答弁がありましたので、よろしくお願ひいたします。

では、この返還支援制度については、2020年、令和2年には特別交付税措置の拡充が行われました。自治体で定められた要件を満たす人に対し、自治体の支出で奨学金返還支援制度を導入して、若者の地方定着に取り組む自治体が増えてきております。本町においても本町の状況に適した奨学金返還支援制度の導入をすることは奨学金を利用して進学した人が地元に戻ってきやすい環境を整えることにもなります。また、地域の活性化にもつながっていくと考えております。奨学金返還を肩代わりする町独自の奨学金返還支援制度を導入すべきと考えますが、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

学校教育課が現在行っている奨学金貸付制度は、平成28年4月から生活保護受給者と生活保護世帯に準ずる世帯に貸付けを行っております。貸付額を大学等卒業後、年4回の10年間で計40回に分けて返還していただいております。当町は無利子で対応しており、また返還が困難なときは返還猶予の申請をしていただき、対応しております。議員ご指摘の奨学金返還を肩代わりする町独自の奨学金返還支援制度は、近隣市町では館林市と板倉町で行っております。当町には同様の制度はございませんが、制定する場合には、邑楽町に就職する、定住するといった一定の条件をつけるなど、今ある制度と比較整理をして、導入可能かどうか検討が必要になると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。町では奨学金の貸付制度を無利子で行っているということですけれども、つまり345万円借りれば、345万円返還するということですね。これから一定の条件をつけるなど、導入が可能かどうか検討するという答弁をいただきましたけれども、繰り返しになりますけれども、返済に困っている、返済に不安を感じる人が実に7割の方が悩んでいるわけです。そういう方たちのために少しでも返還額を減らしていく支援策、減らす支援策がこの返還支援制度ということあります。ですので、しっかりその辺のところを考えていただければと思いますけれども。それでは、この奨学金の返還支援は先ほどもお話し申し上げましたけれども、国の特別交付税措置の対象となっております。この奨学金返還支援制度に対する特別交付税の措置内容についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、特別交付税の中で奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費ということで、こうした項目がございます。この特別交付税措置を受けるための一定程度の要件はございますけれども、総務省が示す算式につきましては、奨学金の返還を支援するために支出した額等の2分の1、半分の額に町の財政力に応じた補正係数、邑楽町では0.6になります。こちらを乗じた額が特別交付税措置の対象となるということでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいまの答弁で支援制度を実施するための環境が整っているということがよく分かりました。では、邑楽町の町民1人当たりの交付税額については幾らぐらいになっていますか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

令和6年度の決算の数値で申しますと、地方交付税につきましては14億6,429万円でございました。令和6年度末の住民基本台帳人口は2万5,444人でございましたので、これで除しますと1人当たりが約5万7,550円という計算になります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいま邑楽町の町民1人に対する交付税額は令和6年度5万7,550円とお聞きしました。それでは、例えば奨学金の返済支援を年間10万円行ったとした場合、町の持ち出し

分は大体どのくらいになりそうですか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

返済支援を年間10万円として、先ほど申し上げました算定式に当てはめますと、特別交付税が3万円になりますので、残りの7万円が町の負担額ということになります。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 年間10万円を支給すると、町の負担金が7万円ということになります。ここで先進事例を紹介いたします。群馬県甘楽町で支援制度を始めていますが、高知県佐川町でも始めています。高知県佐川町は人口1万2,000人の小さな町ですが、支援制度を令和4年度から始めています。支援内容としては、佐川町に10年以上定住する意思のある人を要件として、1年間の支給額、上限で24万円、そして8年間、計129万円の返還支援を実施しています。佐川町では、この事業を始めたのは奨学金を利用して進学した人が地元に戻ってきてほしい、戻ってきやすい環境を整えるため、また佐川町内外からの移住、定住を促進するため、そういう思いからこの事業を始めたということになります。費用対効果について伺ったところ、この制度によって、佐川町出身者を含めて、これまでに10人の若者が佐川町に新たに住むことになったそうです。家族を含めると23人だそうです。着実に増えているというお話をしました。年間10万円を支援したとしても、国のほうから特別交付税措置があります。支援をする人に一定期間の定住を要件に設けて、邑楽町に住んでいただくことで住民税等の税収が見込まれます。先ほどの答弁では一般財源から7万円の持ち出しになるということですが、その金は一定期間の中で補っていくことができるかと思っております。邑楽町に住んでいただいて、邑楽町で結婚して、子育てをしていただくことで、邑楽町への定住促進にもつながっていきます。そうなれば、固定資産税も入ります。そういったことを考えますと、それほどお金がかかることありませんので、お金は後から税金として邑楽町に入ってきます。ぜひ邑楽町でも実施できないかと考えますが、町長にお考えをお聞きいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現在若い世代にとって奨学金の返還が負担となっているということは報道等で目にしており、承知をしております。奨学金返還の一部を自治体が支援することで、議員ご指摘のとおり、移住、定住促進して、若者世代の呼び込み、人材確保に一定の効果があるものかなと、そのように私のほうも思っております。一方で、こういった制度は対象者が限定的になること、また支援が単年度ではなくて、長期的な支出が発生すること、また支援を受けた後に一定期間要件を超えると転出してし

まう可能性があるなど、いろいろ制度運用上の課題も指摘をされております。そうした中、まずは先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、町の単独事業として実施をしております邑楽町の奨学金貸付けの事業、あるいは入学の準備金の事業、こういったもの等の整理も必要かなというふうに思っております。町のほうは現在無利子で貸付けを実施しているわけですが、利息が発生しないというだけで、元本が減るわけではありませんので、十分とは言えないかもしれません。今後こういった制度の例えれば返還時に一部その返還を免除、今は猶予という形も取れるのですけれども、免除するとか、あるいは他町のように先進的なところのように返還支援等を設けるのか、これらについては、さらに検討を進めていく必要があろうというふうに思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。少しは分かっていただけたのかなと思っておりますけれども、やはり借りた分だけ返すというのは、これ当たり前のことですけれども、実際私が言った、奨学金を借りた人が悩んでいるというか、大変な思いをしているということは実際にありますので、ぜひその辺のところを考え直して、新しいものをつくっていただければと、こう思っていますけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ紹介いたしますけれども、企業版ふるさと納税を使って、これを原資にして支援を行っている自治体もあるようです。最近の新聞報道ですが、太田市ではふるさと納税制度のふるさと応援寄附金による支援受付を始めました。市内外からさらに広く支援を募ろうということあります。若者の立場に立って考えてみると、地元に帰りたいと思っていても支援制度がないと帰ることにちゅうちょするかもしれません。ですが、奨学金返還支援制度があることで、地元に帰ろうと思う気持ちもより強くなるのではないかと思っております。奨学金返還支援制度で若者が住みやすく、働きやすい町に、邑楽町に帰ってきて働くとする人への支援として、企業版ふるさと納税を原資として支援できないものか、もう一度町長にお尋ねします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

企業版のふるさと納税につきましては、地方創生事業の実施に対しまして、寄附をいただいた企業に税制上の優遇を行う仕組みにあって、町にとっても新たな財源確保の手段となり得るものでありまして、これまで町も単発ではございますけれども、数社から企業版のふるさと納税のほうは頂戴しております。町単独の財源負担を軽減しながら、奨学金の返還支援のような若者の定住促進を展開できる可能性がある点では、十分に意義のあるお考えかなと、このように思っております。一方で、先ほど申し上げたとおり、これまでいただいた企業版ふるさと納税につきましても単発でございますので、安定的にこの財源が確保できないというような課題もございますし、またどういっ

た事業に寄附をするかについては企業側に選択する権利がございますので、その辺でご理解をいただくというような必要もあるかと思っております。いずれにいたしましても移住、定住施策の一環として、この企業版ふるさと納税を活用することにつきましては、先進的な自治体の取組状況等も調査研究しながら、今後も検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。先進自治体の取組を調査研究するということですが、これまで奨学金を借りて返済していく方々の大変さを紹介してきましたが、その奨学金の返済という重荷があることで結婚を踏みとどまる人、あるいは諦めようとする人もいると思います。そういう人たちの負担を少しでも和らげていく、軽くしていく、そうすることで若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる町、そういう町づくりをしていかなければならぬと考えますので、奨学金返還支援制度の導入を要望いたしまして、次の質問に入ります。

2として、防災・減災対策について質問いたします。

(1)として、罹災証明書の発行についてお尋ねいたします。災害に見舞われたとき、公的支援を受けるために申請する罹災証明書というものがあります。被災者の皆さんのが復旧に欠かせないのが罹災証明書であります。この罹災証明書を受けることによってどのような公的支援を受けられるのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

罹災証明書で受けられる主な公的支援ですが、損壊した自宅を修理するための費用の一部支援や居住できる家がなく、自身の資力では住宅を確保できない人のために、最長2年、家賃が無料になる応急仮設住宅支援、災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人を対象とした災害援護資金の貸付制度などがあります。また、台風や豪雨、地震など、自然災害により、町民が受けた家屋の被害に対して、緊急に必要とする資金の融資に係る利子補給を行うことにより、住民生活の再興を図ることを目的とする邑楽町災害支援緊急資金融資制度などもあります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 公的の様々な支援を受けるのに必要なものということはよく分かりました。それでは、大規模災害では自治体の調査負担が増大し、罹災証明書の認定までには大変な労力と時間がかかる問題が指摘されております。内閣府では2022年度より災害時の支援金受給など、必要な罹災証明書の発行手続の迅速化のために、自治体と損害保険会社との連携を推進しております。本町においてもこのような官民連携の取組をどのように評価するのか、町のご見解をお伺いいたしま

す。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

激甚化、長期化している近年の災害において、災害対応は行政だけでは困難になってきております。そのため、官民連携は大規模化する災害に対応していく上で非常に重要であると感じております。罹災証明書の発行につきましても現在一般社団法人群馬建築士会館林支部と災害時における応援協力に関する協定を結んでおり、今後もご指摘いただきました様々な分野での災害協定を積極的に締結していくかと思います。そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 災害協定を積極的に締結していく考えであるとのご答弁をいただきました。災害時には罹災証明書を発行する自治体と保険金を支払う損害保険会社がそれぞれ被害家屋を調査しており、それらを一体化することによって、罹災証明書発行手続の迅速化が図れるということで内閣府が進めているということでありますので、時間と労力を減らすために官民連携により罹災証明書発行の導入を検討すべきと考えますけれども、町長のご見解をお聞きいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど総務課長が答弁したとおり、災害時には罹災証明書の発行以外にも業務量が膨大になりますので、業務を効率的に行うためには確かに官民連携が必要でございまして、現在先ほど申しましたとおり、群馬県の建築士会の館林支部と応援協力の協定が結ばれております。しかしながら、それだけではまだ十分ではありませんので、それ以外の民間事業者、あるいは損害保険会社などの協力を得ることが必要かなと思っております。それ以外にも罹災証明書の発行だけではなくて、防災・減災のためには様々な協力が必要でございますので、町のほうも複数の災害支援の協定を結んでおりますが、今後も様々な民間事業者、団体等と連携を深めて対応に当たってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。様々な分野と官民連携を進める協定の締結等をつなげていただきたいことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

（2）として、感震ブレーカーの設置についてお尋ねいたします。令和6年1月の能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災は、電気機器や電子関係の配線などが発火する電気火災が原因

と考えられております。住宅と店舗の約240棟が焼失する甚大な被害をもたらしました。地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効であると言われております。内閣府は大規模災害等の電気火災の発生抑制の一環として、感震ブレーカーの普及を進めておりまして、導入支援制度を設けている自治体も増えてきております。

本町においても設置費用の助成を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

全国では210の自治体で購入費の助成を行っており、また県内でも館林市が実施をしております。今後先進的に取り組んでいる自治体など、そちらのほうから助成の効果など、情報を収集していくたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今後は先進事例の助成の効果について情報収集していきたいということですが、木造住宅の耐震化の問題もあるかなと思っております。繰り返しになりますけれども、これまでの大規模災害の大震災の歴史を振り返りますと、阪神・淡路大震災、それから東日本大震災では火災による被害が全体の約60%を占めたと、その多くが通電火災によるものであったということでもあります。通電火災の防止は、地震後の二次災害を抑制するために非常に重要であります。邑楽町では、昭和56年以前の旧耐震基準の住宅が3,234戸あると伺っておりますが、この旧耐震基準で建築された住宅に対して、地震発生時の電気火災防止の対策を取ることで、火災の発生や延焼を防ぐことができると考えております。電気火災を少しでも防ぐために、木造住宅が密集している地域を対象に感震ブレーカーの設置費用の助成実施についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町でも地震後の火災について、感震ブレーカーは非常に有用であると考えております。先ほども申しましたが、先進的に取り組んでおります自治体などから情報を収集させていただき、感震ブレーカー設置費用の助成について前向きに検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 前向きに検討していくという答弁をいただきました。この感震ブレーカーについて、平成28年9月だったと思いますけれども、今から9年前、この感震ブレーカーの質問をさせていただきました。そのときは検討しますというふうなご答弁をいただいたかと思いますけれど

も、今回助成について前向きに検討するというご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、次に（3）、トイレカー、トイレトレーラーの導入についてお尋ねいたします。資料を提示します。画面にも映っています。御覧いただければと思います。これは、京都府八幡市のトイレカーです。この写真を見ますと、非常にモダンというか、立派なトイレカーでございます。昨年の9月議会でトイレカー、トイレトレーラーの導入についてお尋ねいたしました。そのときの答弁では、導入においては牽引の免許は必要であること、年間の維持管理費も数十万円かかることがあります。そのため、導入には慎重にならざるを得ないというのが実情でございますとの答弁をいただきました。行政としては、町民の生命、財産を守り、町民の不安をどれほど取り除くことができるか、避難所においては大変大きな課題となっておりますのがトイレの問題であります。大規模災害のとき、多くの自治体がトイレカー、トイレトレーラーを被災地に持っていました。避難所では大変喜ばれていますと伺っております。今現在、県内の自治体においてトイレカー、トイレトレーラーの導入がどれくらい進んでいるのか、県内自治体の保有状況について、まずお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

県内では、現在4つの自治体が保有をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 4つの自治体が保有しているということでありますけれども、県内においてはまだまだ進んでいないのかなと思っております。国の防災政策を指導する中央防災会議では、能登半島地震を踏まえた新たな災害対応の方針を発表いたしました。その中で、簡易ベッドやプライバシーを守るパーティションの設置、栄養バランスの取れた食事の提供など、避難所生活の環境を大きく改善するために実施すべき取組として掲げています。特にTKB、つまりトイレ、キッチン、ベッドの速やかな配置分け、能登半島地震でも有効であったトイレカー、トイレトレーラーの配置に努力することも明記されております。災害後、避難所や被災地のトイレ不足を迅速に解消し、衛生的な環境を確保できる災害用トイレカー、トイレトレーラーの導入が各自治体で進められております。大災害への備えとして、本町でもトイレカー、トイレトレーラーの導入を進めるべきと考えますが、本町での検討状況はいかがでしたでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

昨年の9月議会でも答弁させていただきましたが、トイレトレーラーにつきましては水洗トイレでありますので、衛生的であり、被災時のトイレの衛生事情等に起因した健康被害などの二次被害を防げるというメリットがあると思っております。しかし、初期費用やランニングコスト、牽引車の購入費や牽引免許取得費、車検代などの費用面がどうしても課題として挙げられると考えられております。また、運用につきましても職員が牽引をするのか、運送業者等と協定を結び、発災時にドライバーを確保するのか、平時の利用方法はどのようにするのかなど、検討課題も多く、引き続き検討が必要であろうと考えております。今後災害時のトイレの確保ということで、マンホールトイレ2基を購入する予定ですが、発災時における衛生的なトイレの確保は熊本地震などの被災者の声からもその重要性については非常に大きいと認識をしておりますので、引き続き研究を重ね、災害時のトイレの確保につきましては、様々な手段を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。マンホールトイレについては、前回質問して、導入するということを先ほども答弁がありました。ありがとうございます。引き続き調査研究をしていくということなのですけれども、これについては、やっぱりトイレトレーラーの場合はいろんな制約といいますか、いろんなものが必要になってきますけれども、トイレカーについては、別に普通の免許証、中型あるいは大型の免許を持っていれば、当然運転はできると思いますので、そういう意味では難しく考える必要はないのではないかなど私は思っておりますけれども、現在一般家庭の生活環境の中で、トイレはもう洋式水洗トイレが主流であります。簡易トイレは和式が多く、使うことに抵抗があると言われておりますので、またトイレを我慢するために、食べたいと思っても食べないようにして水分を取らないようにしたり、かえって健康を害して、災害関連死という二次災害を招いてしまいます。トイレカー、トイレトレーラーは、特にトイレはふだんはこういうようなイベントなどで活用され、具体的には災害用として使用することができます。今は地震が起きたら想像力を働かせ、備えるを進める町にしていただきたいと思っております。導入については、先ほども触れましたけれども、企業版ふるさと納税や国の、さっきも午前の話にもふるさと納税の話がありましたけれども、国のそういった企業版ふるさと納税や国の緊急防災・減債事業債を活用し、トイレカー、トイレトレーラーの導入をご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

このトイレカー、あるいはトイレトレーラーの導入につきましては、先ほど担当課長の総務課長が答弁したとおり、水洗トイレで衛生的で、議員ご指摘の健康被害などの二次被害を防げるという

様々なメリットがございます。一方で、デメリットも先ほどから挙げられておりますけれども、いわゆる費用面であるとか保管場所、あるいは平時の利用とか様々な課題も挙げさせていただきました。しかしながら、発災時におけるこの衛生的なトイレの確保は過去の災害等から非常に重要であるということは当町も認識をしております。議員からご提案のございました牽引免許の必要のないトイレカー、いわゆるトイレトラックであるとか、あるいはマンホールトイレ等、それ以外にも現在町が備蓄している携帯トイレ等がございますけれども、災害時には長期間にわたり、またその対象者も数が多くなるということも想定されますので、町の財政状況等も今後十二分に加味しながら、町にとって必要な最も合ったものを今後も導入の調査研究は進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 引き続き研究を重ねていくと、当面していくというご答弁でありますけれども、繰り返しになりますけれども、やはりトイレカー、あるいはトイレトレーラーというのは災害時だけではないのです。災害時だけ使用するものではないわけです。しつこいようですが、野外で行われるお祭りだとか各種イベントだとか、そういう会場で活用することはできます。内閣府が、この6月に災害対応車両登録制度を創設いたしました。これはトイレカー、トイレトレーラーやキッチンカーなどの災害対応車両を対象に登録の協力を強く広く呼びかけております。ぜひトイレカーを導入されて、登録をお願いしたいと思っております。というのは、これは町の宣伝になります。町をアピールすることができます。災害時に至ったときに、邑楽町のトイレカーに来ていただいた。ぜひ導入されまして、前にも話しました、車のこの両側に「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち “おうら”」、中学生が自分の10年後を想像して考えてくれた、「幸せあふれる住みよいまち “おうら”」、このフレーズをぜひこういうトイレカーにラッピングしていただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時53分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時10分 再開〕

◇ 三ツ村 由 紀 議 員

○松島茂喜議長 2番、三ツ村由紀議員。

〔2番 三ツ村由紀議員登壇〕

○2番 三ツ村由紀議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、三ツ村由紀です。本日最後となり、

皆さんもお疲れかとは思いますが、どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い一般質問いたします。今回の通告は、ふるさと納税制度の現状と課題です。総務省の2023年度のふるさと納税に関する現況調査によると、ふるさと納税寄附額は約1兆1,175億円、納税寄附件数は約5,894万件となり、いずれも過去最高を更新し、初めて1兆円を超えたことが明らかになりました。制度が開始された2008年度はふるさと納税の寄附総額は約81億円、件数も約5万件程度だったものが、比較すると寄附額は約137倍、寄附件数は約1,091倍に相当します。また、ふるさと納税の利用者も高額な返礼品をもらえる点が魅力で、初めて1,000万人を超え、寄附額、寄附件数、利用者数のいずれもが年々増加傾向にあり、2024年度も同様の拡大が見込まれましたが、先月発表された総務省の最新の2024年度のふるさと納税に関する現況調査によると、ふるさと納税寄附額は約1兆2,728億円、納税寄附件数は約5,879万件となりました。2008年に創設されたふるさと納税制度は、地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に、生活の場を移し、その転出先で納税を行います。その結果、転出先は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。そこで、今はふるさとを離れ、転出していても自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で納税できる制度があつてもよいのではないか、そんな趣旨から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。この制度の本来の考え方としては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度として、また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものですが、近年は寄附したことへのお礼として、返礼品にこれまで以上の注目が集まり、寄附される方が増加している傾向となっています。返礼品の価格は寄附額の3割が目安とされていたにもかかわらず、豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出し、総務省が返礼品の見直しを要請する事態となりました。令和元年6月1日より新たなるふるさと納税指定制度が施行されました。これにより、返礼品は寄附額の3割以下の地場産品という基準を設け、基準を守らない自治体は制度から除外されることとなりました。ふるさと納税は、納税とは言いながらも生まれた故郷や応援したい自治体に納税者が寄附できる制度ですが、手続をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については、年収や寄附額に応じ、住民税の控除や所得税の還付を受けることができます。寄附をする側のメリットとしては好きな自治体に寄附できることや、特典がある自治体から返礼品をもらうことができます。自治体側は幅広く収入を確保することに加え、特産品を返礼品にすることによって地域の消費を拡大するとともに、観光PRにもつなげることができます。寄附者からのファン・サポーターとして応援していただけます。寄附金は大まかに3割が返礼品に充てられ、2割はふるさと納税サイトの手数料となります。残りの半分の5割は自治体の収入になります。例えば1億円の寄附金が集まれば、3,000万円が返礼品に充てられ、2,000万円がふるさと納税サイトの手数料、残りの5,000万円が自治体の収入になります。都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につながる効果があるということで、全国でふるさと納税が躍進しています。そこで質問いたします。

町のふるさと納税の現状はどうなっているのでしょうか。邑楽町のふるさと納税の取組について質問いたします。午前中の神山議員のご質問と重複する部分がありますが、まず直近5年間の邑楽町への寄附額、寄附件数、また群馬県内でどのくらいにランクづけされているのか、県内における順位を伺います。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

令和2年度から前年度の令和6年度までの5年間の実績につきましてお答えをいたします。なお、県内の順位につきましては寄附額の順位ということで申し上げます。

まず、令和2年度、寄附額1,228万5,000円、35市町村中30位、件数は627件でございます。令和3年度、寄附額4,298万6,000円、こちらが24位、寄附件数が1,103件、令和4年度、寄附額1億7,074万8,600円、15位、件数が4,387件、令和5年度、寄附額1億6,091万7,800円、こちらが19位、件数が3,983件、令和6年度、寄附額1億1,432万900円、25位、件数4,254件。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。以前新聞で読んだことがあるのですが、2022年に、お隣の千代田町はふるさと納税寄附額が30億円を超え、群馬県内でナンバーワンであり、過去最多を更新したと報道されていました。実際、千代田町はふるさと納税制度で約15億円もの税収を得て いる計算になります。地域の特産品を全国にアピールしながら、15億円も自由に使える税収を手にした千代田町は様々な事業を打ち立て、これからも群馬県のトップランナーとして面白い展開を見せてくれることと期待されていると言われています。対して、邑楽町のふるさと納税寄附額は、課長の答弁によると、1億6,000万円程度で、2023年度は2022年度と比較して1,000万円ほど減少しています。さらに、昨年度は2023年度と比較して4,600万円ほど減っています。ふるさと納税は、自治体のアピール力が試されています。登録サイトを増やし、多方面からアクセスできるようにしなければなりません。寄附者へのアフターフォローも重要だと考えます。そこで、町民への還元についての現状を確認します。寄附金の活用について、寄附をする際にどのような項目を選べるのでしょうか。また、寄附金の使い道は町民や寄附者にどのように公開されているのでしょうか。町のホームページに公開したり、SNSを使って発信するという見える化によって、さらなる寄附促進が図れると考えます。ふるさと納税による寄附金はどのような事業に活用されているのか、町民への還元や寄附者への説明責任はどのように果たしているのか、寄附金の使途別実績と使い道の透明性について伺います。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

町では寄附を受ける際にどのような事業に寄附金を使用していただきたいか、寄附をする際に選べる項目を設定しております。1つには地域で支え合う健康と福祉のまちづくり、2つ目、安心して子どもを産み育てられるまちづくり、3つ目、災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまちづくり、4つ目がその他のまちづくり、以上の4項目になります。

寄附金使途の公開の方法でございますが、寄附金の予算上での充当先につきまして、町のホームページにて年度別に公開をしてございます。寄附金を活用した事業につきましては、先ほどの4つの項目ごとに計上された予算額、それぞれの予算上の事業名で掲載をしてございます。例えば令和6年度中の寄附金につきましては、令和7年度の各事業予算に配分をされております。1番目の地域で支え合う健康と福祉のまちづくりにおきましては、金額にして3,444万8,300円、予算上の事業名につきましては、健康マイレージ事業、地域生活支援事業、がん検診事業などでございます。2つ目の安心して子どもを産み育てられるまちづくり、こちらは金額が3,867万8,400円、事業名は出産祝金、妊産婦健康診査・新生児聴覚検査事業、子ども・子育て支援事業であります。3つ目の災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまちづくりの項目につきましては、金額が1,251万3,200円、事業名は防犯灯設置事業、災害対策事業であります。最後の項目、その他のまちづくりにおきましては、2,574万1,100円、広域公共バスの整備事業、ふるさと納税の推進事業、コハクペイ事業、図書館資料整理事業、おうら祭り事業、産業振興推進事業、スポーツフェスティバル事業となってございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。この寄附に込められた善意に応えて、町の発展や課題解決に結びつくよう町でも工夫を重ねてもらいたいと思います。

次に、返礼品の現状について伺います。返礼品の少なさは魅力のない町だと捉えられかねません。寄附額や寄附額を増やすには返礼品の品数を増やすことが重要であると聞いています。現在邑楽町の返礼品にはどのようなものがあるのでしょうか。また、返礼品はどのように決められ、事業者はどのような方法で選定されているのでしょうか。返礼品の種類数と地場産品の割合、提供事業者数をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

返礼品の種類数につきましては840種類、ビール類、お肉、パン、野菜、ピザ、ギョーザ、お菓子類、お弁当などの食料品、そして枕、クッション、バッグ、石けん、美容用品、ベビー用品、ペット用品、植物、家具などがございます。地場産品の割合につきましては98.8%、基本的に総務省

の地場産品の基準を満たしているものを返礼品としております。サントリー関係の10種につきましては、千代田町に工場がある1市5町の共通返礼品という取扱いとなってございます。提供事業者数につきましては、現在26の事業者でございます。うち、2割ほどが事業者様から申出をいただきました。それ以外は町側からお声がけをさせていただいて、提供開始となつてございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。サントリー関係の商品が1市5町の共通返礼品となつてゐるということは知りませんでした。まさしくその千代田町ではビールの返礼品が人気だと聞いていますが、邑楽町での返礼品の人気ベストファイブをお尋ねします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

令和6年度の実績、寄附額の上位から5つの返礼品を申し上げます。1位、サントリー、金麦糖質75%オフ、2位、サントリー、マスターズドリーム、3位、サントリー、からだを想うオールフリー、4位、サントリー、ザ・プレミアム・モルツ、5位、ファンケル、ピュアモイスト。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。やはり邑楽町でもサントリー商品の返礼品が人気なのですね。寄附をしたい自治体の選択要因としては、出身地である、仕事や観光で訪れたことがある、ゆかりのある、あるいはお気に入りの自治体であるなど、様々な要因が考えられます。しかし、それはあっても魅力のある地場産品であるとか、実行してもらいたい寄附の使い道等がその自治体に寄附する選択要因になると推測できます。このふるさと納税という名の寄附の市場規模が下がらないというふうに仮説を立てると、邑楽町にとっても今後寄附額が見込めるのではないかと考え、税収増の取組を実施すべきだと考えます。そこで、この課題の整理をしたいと思います。町では、令和4年の1億7,074万円をピークに、令和5年、令和6年と寄附額が減少傾向にありますが、まず寄附額が伸び悩み、減少する要因について、町としてどのように分析しているのか伺います。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

寄附額が減少する要因につきましては、総務省による地場産品の規制の厳格化などによりまして、返礼品として取り扱うことができなくなる、こういった場合や、同じような返礼品がほかの市町村に出てきてしまった場合などは減少する要因であると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 それでは、邑楽町のイベント部長でもあるオーランドさんに協力してもらつてはどうでしょうか。オーランドさんは、今年のゆるバース2025にもエントリーしていて、なかなかの人気だと聞いています。オーランドさんをアピールし、地元企業とタイアップしたグッズの開発やオーランドさんに中の人になってもらい、SNSへ発信して、町のアピールにつなげてもらうなどはいかがでしょうか。いろいろ考えると、わくわくします。まずは邑楽町を知つてもらわないうことには始まりません。そこで、返礼品開発における事業者支援体制や新規参入の課題があれば教えてください。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

返礼品に特化した開発支援ということではございませんが、現在町におきましては、邑楽町新商品開発推進補助金により、町内の事業所等が邑楽町の農産物等を生かした新商品を開発する場合、それや邑楽町をイメージできる地域活性化や観光資源の進展に資する新商品の開発をする場合に、こちらの補助金を交付してございます。この補助金を受けて開発された商品につきましては返礼品にできる可能性は十分にあると思います。

次に、新規参入の課題につきましては、地場産品であれば基本的に返礼品にできますが、品物の単価が低いもの、そして送料がかかるものにつきましては、寄附額に対する経費の割合が5割以内の基準がございますことから、品物の単価に対して、寄附額の設定が高くなってしまう可能性が出てきます。こちらが課題であると考えております。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。ぜひ邑楽町新商品開発推進補助金を利用して、魅力ある返礼品開発のための事業支援を行つてほしいと思います。千代田町では、現在フェイスブック、X、ユーチューブ、そして最近ではインスタグラムも開設したと聞いています。多方面からの町のアピールにつなげており、また新たに追加する返礼品についてもXを使い周知していると聞いています。邑楽町では、ユーチューブ、LINE、Xを使い、情報を発信していますが、同じ邑楽郡にある町として、ふるさと納税額では大きな差があります。千代田町は30億円、対して邑楽町1億1,400万円です。千代田町と比較して、魅力や発信力で劣っている点といいますか、寄附における大きな差があることをどのように分析するのかお聞かせください。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

町の魅力が劣っているというご意見につきましては、それぞれの主観が大きいと思われますので、

お答えするのがちょっと難しいのですけれども、個人的には邑楽町に魅力がないということは考えてございません。

なお、ふるさと納税に関しましては、寄附額の差につきましては、飲料関係、特にビールの類いに対する寄附額の差に起因しているものと考えています。工場はお隣の千代田町に所在をしておりますが、本町でもビール類を返礼品として取り扱ってございます。これは先ほど申しましたとおり、邑楽郡と館林市を含めました1市5町で共通返礼品として取り扱っておりますが、同じ返礼品でもその品物に対する寄附額が低ければ、そちらの返礼品が選択されるという傾向に、こちらが顕著になっております。この差は非常に大きく、寄附額に反映をされることから、寄附額の差が魅力の差とするのであれば、返礼品の仕入れ額の差が要因ではなかろうかと推測をいたします。本町としては、あくまで邑楽町を寄附先に選んでくださった方の選択肢としてビール関連の返礼品があるということ、返礼品の仕入れ先を町内の酒販店にすることで少しでも町内の事業者に収益を得てもらうということを主眼にビール関係の返礼品を取り扱ってございます。ぜひともご理解をいただきたいというところでございます。

以上です。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。では、今後の改善、発展策として、寄附額を増やすための取組をどう実施しようとしているのか、具体策はあるのかどうか、お尋ねしていきたいと思います。千代田町では、ふるさと納税の返礼として、毎年8月18日に行われている川せがきとのコラボ企画やメディア戦略等も考えていると聞いています。今後邑楽町として、ふるさと納税を強化する方針はあるのでしょうか。例えば町の特産品をブランド化し、定期便として発送したり、体験型返礼品として、土地を生かした体験米づくりや野菜づくりなどもいいのではないかと思います。体験型返礼品として、町を気に入ってくれれば、邑楽町に住みたいと思ってもらえるかもしれません。そのためには財源を確保し、教育や福祉が充実しています。災害もなく、住みよい町だとアピールできます。このように地場産品を活用した定期便や体験型返礼品の導入可能性について伺います。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

定期便につきましては、るべりえのピザなどやファンケル関係の製品、サントリービール関係で既に取り組んではございます。今後につきましても導入できるものがあれば検討してまいりたいと思います。

次に、体験型の返礼品につきましては、議員のおっしゃるとおり、邑楽町に来ていただくということで、町の魅力を知っていただけるというメリットは大いにあると思います。例えば農業の体験

というお話をいただきましたけれども、本町には観光農園のような形態の経営をなさっている方は私存じ上げておりません。通常の専業、もしくは兼業農家の方にご協力をいただくという形になりますので、併せて体験ということになりますと、収穫時期、農繁期に行うということで天候の問題等も考えますと、少しハードルが高くなるかなと、なかなか導入が難しいのではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。現代人の消費は、モノからコトへと変わってきていると言われています。寄附者が共感できる使い道を指定することにより、地域貢献したことになるという、ある意味満足感が得られます。そうすることで、次回も邑楽町に寄附しようと、固定客、リピーターとなる可能性が出てくるのではないかでしょうか。寄附金が多い自治体は、寄附者に感謝しています。その寄附が何に使われたのか、詳細をホームページに掲載したり、SNSで発信をしています。先ほども述べましたが、いわゆる見える化の実践です。寄附者はそれを見ることによって、地域貢献が実感でき、寄附してよかったです、引き続きこの自治体に寄附しようと思うのではないかでしょうか。寄附者の継続と新規寄附者獲得の両方のメリットのために、ぜひホームページやSNSの充実を早急にお願いしたいと思います。以上のように寄附者へのアフターフォローがリピーターになってもらうための策だと考えます。寄附の使い道を公表し、丁寧に伝えて、寄附者へのフォローをしていくのが寄附者と邑楽町との関係をつなげていく大きな取組だと思います。寄附者にリピーターになってもらうための策として、寄附者へどのようなフォローをしているのかお聞きします。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

議員ご指摘のSNSの発信につきましては、返礼品の周知等も含めまして、一考の余地はあると確かに思います。実際に寄附をされた方に対しましては、ご希望の返礼品を選んでいただいて、ふるさと邑楽を感じていただけるかなと、こう思っております。ご希望の方には、町の出来事や取組等が毎月広報誌として作成をされております。こちら、ご希望の方にはお送りすることも可能となってございます。また、寄附者のリピーター化につきましては、日々の町の取組を知ってもらうということはとても大切なことだと思います。町のホームページや議員ご指摘のSNSなどを使って魅力の発信に今後努めてまいりたいと思います。

以上です。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。町では、地元企業や農家との連携はどのように考

えているのでしょうか。若手起業家や農家と連携した新しい返礼品企画の検討などがあれば教えてください。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

現在のところ、新たな返礼品の企画はございません。町内で作られている地場産品について返礼品にできるものがないか、事業者にお声がけ等はさせていただいているところでございます。これはというものがございましたら、ご紹介をいただけると幸いに存じます。

以上です。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 繰り返しになりますが、邑楽町を知っていただかなければ、寄附につながることはできません。今後もトップセールスやSNSを活用しながら、邑楽町の知名度自体を上げていかなければなりません。千代田町のふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品を検索したところ、PRと商品に掲載され、見やすいように上のほうに掲載されていました。つまり千代田町は広告費をふるさと納税ポータルサイトに支払い、検索した際に上位に掲載されるようにしているのです。また、先日の新聞の折り込み情報誌にも千代田町のふるさと納税について掲載されており、広告費を使ったPRをしていました。邑楽町もふるさと納税ポータルサイト内においても閲覧しやすくなるよう、返礼品の写真などを変更、編集したり、寄附の向上につながるよう、サイトの改修を図っていただきたいと思います。では、邑楽町のふるさと納税の情報はどのように発信しているのでしょうか。SNSやふるさと納税ポータルサイトの活用の戦略はあるのでしょうか。SNS広告や動画発信、ポータルサイトの最適化など、広報戦略の強化について伺います。

○松島茂喜議長 横山財政課長。

〔横山淳一財政課長登壇〕

○横山淳一財政課長 お答えをいたします。

町では、広告に関する有料のものにつきましては現在利用してございません。返礼品に関する経費につきましては、寄附額の50%以下に収めなければならないということで、広告費も支出をすることになれば、その分返礼品ごとの寄附額も上げなくてはいけないということになりますことから、広告費につきましては現在慎重に考えておるところでございます。

なお、ポータルサイトにつきましては、現在取り組めるポータルサイトを活用してございますので、また新たなサイトがあれば検討してまいりたいというところでございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。行政サービスというのは目に見えないものが多い中、ふるさと納税事業は数値として結果が表れるため、担当職員のモチベーションアップに大きな

影響を与えるなど、職員の意識改革にもつながっていくのではないかでしょうか。今後はさらにふるさと納税制度を上手に活用してほしいと思いますが、ふるさと納税制度の規模の拡大について、最後に町長の見解を伺います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員のほうから冒頭お話がありましたとおり、このふるさと納税制度につきましては、2008年、平成20年度から地方税法の改正によってスタートしました。もともとの趣旨は、議員もおっしゃっていましたけれども、人口減少による税収の減少への対応、あるいは地方と大都市の格差是正等を目的にし、本来自分が生まれ育った自治体を応援する、あるいは自分がお世話になった自治体を応援するなど、その寄附先を自由に選べる、こういったところに制度の趣旨があつたのかと思います。しかしながら、現在1兆円を超える規模にまで拡大し、あたかも自治体間によるカタログギフトの競争のような、そういう状況も一部見受けられるかなというふうに思っています。しかしながら、このふるさと納税で得られた財源が各事業に活用され、住民サービスに直結することから、邑楽町としましてもこの制度を最大限活用して、できることはやはり努力していく必要があろうかと思っています。

先ほどの質問の中でもありましたけれども、邑楽町も新商品の開発に関しましては、新商品開発補助金であるとか、あるいは群馬県と連携して実施しておりますぐんま技術革新チャレンジ補助金などございます。新たな商品開発にはこういった補助金の活用もぜひしていただきたいというふうに思っておりますし、また既存の物品に関しましても昨年度から町のほうで取り組んでおりますブランド認証制度、こういったことで既存の物品についても邑楽町としての魅力度を高め、付与するような制度もスタートしております。それ以外にも様々なSNSの活用であるとか、こういったことも十二分に先行する自治体の状況を検討しながら、邑楽町としてできるものを職員の知恵も絞りながら最大限活用し、さらにこのふるさと納税制度の拡大に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございました。地域の産業や立地を生かしながら、邑楽町の魅力を全国に発信するとともに、ふるさと納税のさらなる高みを目指してほしいと思います。税収が増えれば、教育や福祉など、いろいろな事業を始めることができます。それを還元することにより、町の皆さんも喜びます。寄附者も喜びます。このようなすばらしい制度は利用しない手はないと思います。いろいろ案を出させていただきましたが、どうか前向きに検討していただき、町の発展に貢献してほしいと思います。

以上で私の一般質問を終了します。最後までご清聴ありがとうございました。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日4日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 2時53分 散会〕